

## 平成27年度 第1回佐伯市総合教育会議 議事録

1 日 時 平成27年5月25日(月) 開会 15時31分 閉会 16時56分

2 場 所 佐伯市役所 本庁舎 庁議室

3 出席者(構成員)

市長 西嶋 泰義

教育委員

1番委員 河野 利道(委員長)

2番委員 谷口 久枝(職務代理)

3番委員 長尾 浩司

4番委員 近藤 愛子

5番委員 分藤 高嗣(教育長)

4 事務局

市長部局

秘書政策課長 武田 晴美

秘書政策課政策推進係総括主幹 金田 隆

教育委員会事務局

教育部長 児玉 修一

教育総務課長 小野 正司

学校教育課長 甲斐 徳人

体育保健課長 阿部 俊二

社会教育課長 長田 文春

教育総務課総務企画係総括主幹 山口 文子

教育総務課総務企画係副主幹 河野 晃己

5 会議の概要

### 開 会

教育総務課長 それではただいまから平成27年度第1回佐伯市総合教育会議を開会いたします。開会にあたりまして西嶋市長より挨拶をいただきます。

### 1 市長挨拶

市長 平成27年4月の法改正により、首長と教育委員との総合教育会議を行い、教育長も市長が直接任命するようになりました。行政の関与という意味で、先般滋賀県大津市でありましたいじめ事件により、教育委員会と首長との関係、責任問題をどうするかということが背景にあるようであります。教育大綱を首長が整備しながら今回、総合教育会議を開催することとなりました。今までどおり堅苦しくなく会議に参加していただきますようよろしく申し上げます。

教育総務課長 ありがとうございます。続きまして、河野教育委員長より挨拶をいただきます。

## 2 教育委員長挨拶

委員長 ご存じのように大津の事件がありまして、こどもの安全・生命に係わることで非常にまずい事件がおきました。まず対応が非常に遅い、責任の所在がはっきりしない、ということで今回地教行法の改正がなされました。西嶋市長さんのご指導をいただきまして教育行政を行ってまいりましたが、今後は一層市民一体となった教育行政が必要となったことからますます市長部局と教育委員会の連携というものが非常に大事になってきます。そういった意味で市長さんをはじめ事務局の皆さん方に大変お世話になると思っておりますが、総合教育会議の中で教育大綱を策定しないといけないので皆さんでいい知恵を出し合いながら佐伯市の子供達のための教育のためにがんばっていきたいと考えておりますので、皆様方のご指導、ご支援をよろしくお願いいたします。

教育総務課長 続きまして、今日の会議の構成員を紹介させていただきたいと思っております。

## 3 出席者紹介

(省略)

## 4 議題

### (1) 佐伯市総合教育会議運営要綱について

教育総務課長 それでは佐伯市総合教育会議運営要綱（案）について説明いたします。

＝資料をもとに説明＝

要綱について審議をお願いします。

市長 要綱だけで条例については関係ないのか。

教育総務課長 条例改正については、3月議会にて承認されております。

市長 条例改正について資料として出すべきでは。

教育総務課長 要綱に関してご質問はありませんか。

谷口委員 第4条の協議する必要があると思料するときとは、判断が難しいと思っております。つまり今まで対応が遅いとか、責任の所在がはっきりしない要因は、どの程度のことを報告するのかははっきりしてないためではないのですか。

教育総務課長 大津の事件でいじめ問題が今回の法改正に関係しているようであります。教育委員会の中で重要な案件を教育長と協議しながら判断させていただきたいと思っております。

近藤委員 第2条（3）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じる恐れがあるというのは現場の判断によるもので学校で早期に対応できれば上がってこないということだろうと思っておりますが、教育委員会で対応が困難な場合に緊急で招集がかかり全体協議するものと考えてよろしいですか。

教育総務課長 そうですね。先ほども申し上げましたように問題は常にあると思っております。どうしても皆様方の意見を聞かなければいけない時に協議させていただきたいと思

います。

近藤委員 中には、それほどの問題にされなかったことも重大なことがあるかもしれませんが、十分気をつけていただきたいと思います。

教育総務課長 今後は、各課の連携をとりながらまた、委員さんとも毎月1回の定例会もありますし、調整しながら皆さん方のご意見を伺いたいと思います。

長尾委員 いじめであるでとか、ある程度想定はありますか。そういうものが必要ではないかと思います。

谷口委員 いままでも佐伯市教育委員会の中でいろいろおこっています事件について、この事例については、報告するとかいうのがあった方がいいと思います。

教育長 いじめであるとか案件であれば、緊急対応が必要な場合がある。素早い対応が必要な場合は、会議を開いて考えていくのには間に合わない。ですから緊急の場合は今までどおりの対応をしていきたいと思うのですが、問題が非常に難しくなる場合が予想される場合とかに集まっていただくとか、訴訟に発展するような大きな事件になりそうだとした場合に会議を開くことが現実的であると思います。大津の事件では、学校側が非常に荒れている状況、いじめが日常茶飯事に行われている状況に問題があったと思います。ですからその中で起こった事件を全国にいわれても困る面があると私は思います。佐伯市としてはそのような問題に対して100%かは分かりませんが素早い対応が出来ていると思っています。緊急の場合は今までどうり対応させていただきたい。ただご指摘のようにもう少しこうゆう場合はこうすると整理して要綱の中に書き込まなくても内規的なものをつくるのは必要ではないかと思います。

近藤委員 学校の中でのほとんどの話は伺っておりません。今まで以上に責任と追及を受ける場合があると思います。気をつけなくてはいけないのは、2次被害3次被害です。人権侵害のような行動がもし行われているとしたら大変なことであり、責任者の方には情報を開示しておかないといけないと思います。保護者や関係者に誤解を招きかねないので慎重でなくてはいけない。緊急の場合はとてもよく分かるのですが、実際現場にいない人が動き回ってかえって被害を大きくしてしまわないように、今までの事例を考えながらシュミレーションしておかなければいけないと思います。

委員長 要綱の中にそのような細かなことは書かなくていいと思います。小さい具体的なことは事務局、教育長さんを中心に、こうなったときはこうするんだという取り決めをして、こうなったときには、教育委員さんを入れて会議をするんだという決まりをつくっておけば要綱の中には必要ないと思います。というのは、予想されることがさまざま、ケースが非常に多いので今回はじめての総合教育会議であってまだそのような取り決めはできてないと思いますのでこれからつくっていただきたいと思います。この要綱は、県や他の市を参考にしてつくっていると思いますので、抜けはないと思います。

教育総務課長 ありがとうございます。詳細については、今日は第1回目の会議ということなので事務局の方では要綱には定めませんが、内部協議をしたいと思います。要綱についてはご承認いただけますか。

構成員 (全員「はい」との意見あり)

近藤委員 要綱については、かまわないと思います。ただ、先ほど申し上げたことが何十倍に含んでいると思いますので、責任問題というのは必ずあると思いますのでそういう所まで考えを及ばしていただきたいと思います。

教育総務課長 はい、貴重な意見ありがとうございます。ただいま承認されたということで、第4条にありますように会議は、市長が招集し、会議の議長となるということで議長を市長、よろしくお願いします。

## (2) 教育に関する教育大綱策定方針について

市長 要綱に基づきまして、議長を務めさせていただきます。お手元の資料の(2)教育に関する教育大綱策定方針について説明をお願いします。

秘書政策課長 私は秘書政策課長の武田でございます。よろしくお願いします。ただいま佐伯市総合教育会議運営要綱が承認されました。この中で、会議は、市長が招集し、会議の議長となると規定されておりまして、第9条では、会議の事務局は、総合政策部において処理する。ただし、会議の開催等に関する事務は教育委員会に委任又は補助執行させることを考えておりまして、この会議の事務的な開催・議題は教育委員会部局で今後行っていただくと考えております。教育に関する大綱は、市長部局において行うと法律で規定されております。そこで、提案ですが、佐伯市の“まなび”プラン2012というのがございます。教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、つまり、さいき“まなび”プラン2012が教育振興基本計画ですが、その中の指標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられる場合は、佐伯市長が総合教育会議において、皆様方と調整協議の上、さいき“まなび”プラン2012をもって大綱とあてたいと考えているところであります。つきましては、さいき“まなび”プラン2012は2016年までであります。この計画期間の間につきましては、さいき“まなび”プラン2012を佐伯市の教育に関する大綱という扱いで取り扱ってよろしいか協議願います。なお、この後、さいき“まなび”プラン2012の説明を教育委員会より行います。

教育総務課長 それでは、お手元にある、さいき“まなび”プラン2012概要版をご覧ください。

＝資料をもとに説明＝

市長 大綱につきましては、さいき“まなび”プラン2012を準用していくということでご意見はございませんか。

委員長 教育委員会だけでなく、佐伯市全体での大綱と見たときに、市長部局でさいき“まなび”プラン2012の抜けている部分などを補った方がいいのではないかと思いますがいかがですか。

秘書政策課長 “まなび”プラン、イコール教育委員会とありますが、ただ、この中身については、4の人権を尊重するまちづくりの推進は、人権教育など市長部局でも行っておりますので共通する部分がありますし、また、予算についてはすべて市長部局での差配となっております。“まなび”プランの外側、予算面については、

教育委員会と調整させていただきますが、全体的な総合計画といたしましては、“まなび”プランを支えていく形でご理解いただきたいと思います。

教育部長 委員長がおっしゃるように、今まで教育委員会の“まなび”プランというところがあったと思いますが、この機会に市長部局と連携して29年度の改定に向けてこうと思っておりますので、とりあえずスタートの段階といたしましては“まなび”プランを大綱とさせていただけたらと思います。

市長 新しく大綱を定めるのではなく、さいき“まなび”プラン2012を大綱とすることでよろしゅうございますか。

構成員 (全員「はい」との意見あり)

### (3) 今後の日程について

市長 今後の日程について、事務局よりお願いします。

教育総務課長 今後の日程でございますが、開催頻度につきましては、年2、3回を目標としております。緊急時の時は随時開催ということで、以前にも毎年9月頃市長との意見交換会を行っておりますし、第2回目を9、10月頃行いたいと思います。あと、委員さんからの要望がございましたら随時開催いたしたいと思いません。

市長 今後の日程につきましては、よろしゅうございますか。

構成員 (全員「はい」との意見あり)

### (4) その他について

市長 その他なにかございますか。

谷口委員 市長さんの中で、“まなび”プランの気に入っている部分がありましたら教えていただきたいと思います。

市長 少子高齢化対策を重要視しています。幼稚園は教育委員会、保育所は福祉になりますので教育委員会と市長部局が一体となるような見直し、スポーツでは健康づくり(高齢者)のためのスポーツを見直したい。歴史資料館も開館いたしましたし文化芸術活動も今までどうり推進していただきたい。教育委員会は小中学校が基本と思いがちであるが、その他の分野についても大切だと思います。

市長 その他ありませんか。

(確認：特になし)

市長 特にないようですので、以上で本日の第1回佐伯市総合教育会議を終了します。

委員長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第1回佐伯市教育委員会を終了します。

6 傍聴人 1名